

内閣委員会 議録 第五号

昭和二十八年六月二十七日(土曜日) 午前十時五十八分開議

出席委員

- 委員長 稻村 順三君
理事 江藤 夏雄君 理事 八木 一郎君
理事 山崎 巖君 理事 早稲田 徳右二門君
理事 島上善五郎君 理事 鈴木 義男君
理事 中村 梅吉君

出席政府委員

- 内閣官房長官 福永 健司君
内閣官房副長官 江口見登留君
官内庁次長 宇佐美 毅君
保安政務次官 前田 正男君
保安庁次長 増原 惠吉君
保安庁長 上村健太郎君
官官房長 官官房長 大江 晃君
外務事務官 (大臣官房長) 大江 晃君
厚生政務次官 中山 マサ君

委員外の出席者

- 専門員 亀井川 浩君
専門員 小関 紹夫君
六月二十七日
委員上林興市郎君及び松田竹千代君
辞任につき、その補欠として柴田義

男君及び石橋湛山君が議長の指名で 委員に選任された。

同日
理事上林興市郎君及び田中彰治君の 補欠として島上善五郎君及び中村梅 吉君が理事に当選した。

六月二十六日
公務員の給与改訂に伴う恩給改訂に 関する請願(平岡忠次郎君外二名紹 介)(第一七〇三号)
同(鈴木仙八君紹介)(第一七七七号)
軍人恩給復活に関する請願(只野直 三郎君紹介)(第一七七七号)
同外一件(松永東君外一名紹介)(第 一七七九号)
同(楠美省吾君紹介)(第一七八〇 号)
同(並木芳雄君紹介)(第一七八一 号)
同外一件(田淵光一君紹介)(第一七 八二号)
同(千葉三郎君紹介)(第一七八三 号)
同(青柳一郎君紹介)(第一七八四 号)
同(鈴木仙八君紹介)(第一七八五 号)
同(堤康次郎君紹介)(第一七八六 号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件
理事互選
外務省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第二二二号)
皇室経済法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二三三号)
皇室経済法施行法の一部を改正する 法律案(内閣提出第二四二号)
青少年問題協議会設置法案(内閣提 出第三〇号)
厚生省設置法の一部を改正する法律 案(内閣提出第三七号)
保安庁法の一部を改正する法律案 (内閣提出八一号)
保安隊及び警備隊に関する件

○稲村委員長 これより開会いたしま す。
この際お諮りいたしますが、理事であ りました田中彰治君が委員を辞任せら れ、また上林興市郎君が理事辞任を申 し出ておられますので、委員長におい て、その後任として中村梅吉君及び島上 善五郎君を理事に御指名いたしたいと 存じますが、御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○稲村委員長 御異議がなければさよ う決定いたします。

稲村委員長 昨日に引続き保安隊及 び警備隊に関する件について質疑を続 行いたしますが、木村国務大臣の出席 されるまで法案の審議を行います。
外務省設置法の一部を改正する法律 案を議題とし、その趣旨の説明を求め ます。大江官房長。
外務省設置法の一部を改正する法

律案
外務省設置法の一部を改正する 法律
外務省設置法(昭和二十六年法律 第二百八十三号)の一部を次のよう に改正する。
目次中「第一節 内部部局(第五 条―第十三条)」を「第一節 内部 部局(第五条―第十四条)」に、「第 二節 附属機関(第十四条―第十六 条)」を「第二節 附属機関(第十五 条―第十九条)」に改め、「第三節及び 第三章を削り、「第四章 在外公館(第 二十二条―第二十八条)」を「第三章 在外公館(第二十条―第二十六条)」 に、「第五章 職員(第二十九条―第 三十条)」を「第四章 職員(第二十 七条―第二十八条)」に改める。
「情報文化局」を「情報文化局」に改め 「情報文化局」を「海外移住局」に改め る。

第九条第四号を削る。
第十四条を第十五条とし、第十四 条の二を第十六条とし、第十五条を 第十七条とし、第十五条の二を第十 八条とし、第十六条を第十九条と し、第一節中第十三条の次に次の一 条を加える。
(海外移住局の事務)
第十四条 海外移住局においては、 左の事務をつかさどる。
一 海外渡航及び移住に関するこ と。
二 旅券の発給及び査証に関する こと。

第三節及び第三章を削る。
「第四章 在外公館」を「第三章 在外公館」に改める。
第二十二條を第二十條とし、以下 第二十八條までそれぞれ二條ずつ繰 り上げる。
「第五章 職員」を「第四章 職員」 に改める。
第二十九條を第二十七條とし、第 三十條を第二十八條とする。
附則第三項中「第二十二條」を「第 二十條」に改める。
附則
この法律は、昭和二十八年八月一 日から施行する。

○大江政府委員 ただいまから外務省 設置法の一部を改正する法律案の提案 理由及びその内容を御説明いたしま す。
移民問題に関する行政事務は、外務 省所管事項として外務省設置法(昭和 二十六年法律第二百八十三号)に明記 しているところであります。
移民送出は今次大戦の勃発とともに 中断されましたが、戦後昭和二十年 に至りアルゼンチンの在留邦人による 近親者呼び寄せが許可されたほか、引 続いてブラジルの呼び寄せ移民がきわ めて限られた範囲で許可されました。 しかるに、平和条約発効後の昭和二十 七年八月にブラジル移民審議会はさ きに許可しました上塚司氏計画のアマ ソン移民五千家族を承認したほか、松 原安太郎氏計画の中部ブラジル移民四

第一類第一号 内閣委員会議録第五号 昭和二十八年六月二十七日

千家族を許可いたしました。昭和二十八年度はそのうちアマゾン三百七十家族、中部ブラジル二百家族の入国を許可いたしました。さらにペラグアイも百二十家族の入国を許可いたしました。で、本年度分許可数は合計六百九十家族となります。最近現地に派遣した調査団の報告に基きまして、現地受入れ態勢ともならみ合せ、このうちとりあえず二百五十家族(千二百五十名)をブラジルに送出する予定となつております。そのほか呼寄せ移民は年間二千人を送出する見込みでありまして、来年度以降は現地受入れ態勢の整備に伴い、計画移民は累増する予定であります。従つて、近い将来の移民送出は確實かつ大幅に増大するものと思われ

しかるに、現在のところ、移民の保護助成の事務は欧米局第二課の移民班で処理しておりまして、戦前の外務省及び拓務省(拓務局)の關係行政組織に比較するときは極めて貧弱でありまして、今後増加すべき移民事務を能率的に処理するためには不十分な状態にあります。右の事情にかんがみまして、移民業務を円滑かつ一元的に遂行するために、外務省に海外移住局を設置することといたしました。

海外移住局の組織は最も簡潔なものとし、人員の増加は最少限にとどめ、主として外務省内における所管事務の移管と統一化によりまして所期の目的を達成せんとするものであります。右の方針によりまして、海外移住局を設置いたしますため、外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を改正する必要があるため

ありますが、本改正法案におきましては、外務省の内務部局として海外移住局を新設追加いたしました。これに伴いまして、現行設置法の第五号中六号を七号に改め、第九号第四号に定められていた欧米局所管事務の一つである海外渡航、移住及び旅券關係の事務を削りまして、第十四号として海外移住局の所管事務を新たに定め、同局において、海外渡航及び移住に関する事務並びに旅券の発給及び査証に関する事務を統一につかさどらせる次第であります。

右の改正に伴いまして現行設置法の目次以下章条名について、従来未整理のものをも含みまして、所要の改正を加えるのであります。

以上が外務省設置法の一部を改正する法律案を提案する理由及びその内容の説明であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御採択あらんことをお願いいたします。

○稲村委員長 次に厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、その趣旨の説明を求めます。中山厚生政務次官。

厚生省設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九項 計協議 厚生大臣の諮問に依り、厚生省の表申

重要事項を調査審議すること。人口問題に関する重要事項について、関係各大臣の諮問に依り、厚生大臣の諮問に依り、厚生省の表申を調査審議すること。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

○中山政府委員 ただいま議題となりました厚生省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明いたします。

今回の改正は、人口問題に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省の付屬機関として、人口問題審議会を設置しようとするものであります。

申すまでもなく、自立日本の当面している最大の問題の一つが人口問題の解決にあることは、国民のひとしく認めるところでありまして、この問題は、近年国会におきまして、しばしば論議されて来たところでありまして、これに対する総合的な人口政策は、今日までのところ、いまだ樹立されてない状況であります。

しかしながらわが国は狭い国土において、年々約百三十万人の人口の自然増加を持ち、かつ、年々約九十万の生産年齢人口の増加を持つわけでありまして、このことから生ずる諸問題については、確固とした人口政策を持つことは、国民経済の目標を決定するためにも、またこれを順

調に進行させるためにも絶対に必要なこととあります。従つて、この際、人口問題に關係のある各界の学識経験者を集めて、人口問題の基本的方策を樹立するために、人口問題審議会を設置することとした次第であります。

以上、提案理由につきまして御説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御採決あらんことを切望する次第であります。

○稲村委員長 次に皇室経済法の一部を改正する法律案及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案を一括議題とし、その趣旨の説明を求めます。福永官房長官。

皇室経済法の一部を改正する法律案

皇室経済法(昭和二十二年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第二条第二号中「前号」を「前各号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次の次の二号を加える。

二 外国交際のための儀礼上の贈答に係る場合  
三 公共のためになす遺贈又は遺産の賜与に係る場合  
第六条第三項第二号に次の但書を加える。  
但し、その夫を失つて独立の生計を営む親王妃に対しては、定額相当額の金額とする。この場合において、独立の生計を営むことの

認定は、皇室経済会議の議を経ることを要する。

附則 この法律は、昭和二十八年七月一日から施行する。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案  
皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

皇室経済法施行法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「法第二条第二号」を「法第二条第四号」に改める。  
第七条中「三千万円」を「三千八百万円」に改める。  
第八条中「百四十万円」を「百九十万円」に改める。

附則 1 この法律は、昭和二十八年七月一日から施行し、第二条の改正規定以外の規定は、昭和二十八年四月一日から適用する。  
2 昭和二十八年度においては、改正後の皇室経済法施行法第七条の規定中「三千八百万円」とあるのは、「三千六百万円」と、同法第八条の規定中「百九十万円」とあるのは、「一時金額により支出する皇族費に關する場合を除く外」百七十七万五千円」と読み替へるものとする。

○福永政府委員 ただいま議題となりました皇室経済法の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。改正を要する第一点は、第一条の皇室用財産に關する規定であります。

これは、本法制定後固有財産法等にも同趣旨の規定ができましたため、現在においては、存置する必要がないものと認められますので、第一条を削除いたしたいと存じます。

第二は、皇室がなす財産の授受の制限に関するものでありますが、皇室がなす財産の授受のうち、外国交際のための儀礼上の贈答にかかる場合及び公共のためになす遺贈または遺産の賜与にかかる場合は、その趣旨に沿うためには、授受が時期を失しないことが必要であり、且つ、性格もきわめて明瞭でありますので、授受の制限から除外いたしたいと存じます。

第三は、年額による皇族費のうち、独立の生計を営まれる親王の妃に対するものであります。この額は、現行法においては、定額の二分の一となつておりますが、夫たる親王が薨去され、妃殿下が独立の生計を営まれるようになったときは、その妃殿下の社会的地位にかんがみ少きに失すると考えられますので、その場合には、独立の生計を営まれることにつき皇室経済会議の認定を経た上、定額相当額を支出するようにいたしたいと存じます。

以上が、この法律案のおもな内容とこれを提案いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

次にただいま議題となりました皇室経済法施行法の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

皇室諸般の費用は、日本国憲法第十八条及び皇室経済法の規定により、毎年国庫から支出することになつてお

ります。皇室経済法施行法第七条及び第八条は、内廷費及び皇族費の定額に関する規定であります。現在の定額は、昭和二十七年当初において決定せられたものでありまして、内廷費は三千万円、皇族費年額の基準額は百四十万円となつており、諸般の關係から、今回これを改訂いたしました。それぞれ三千八百万円及び百九十万円といったように存じます。

以上が、この法律案のおもな内容及びこれを提案いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○稲村委員長 これにて福永官房長官の提案の趣旨説明が終了しましたが、委員長より一言お尋ねしたいことは、施行期日を七月一日とした格別の理由を御説明願います。

○福永政府委員 詳細につきましては、ただいま直接関係いたします者からお答え申し上げます。

○宇佐美政府委員 この提案になつております二つの法律案のうち、特に七月一日に關係いたしますものは、内廷費及び皇族費の定額に関する規定の部分でございますが、本来内廷費、皇族費は年額の定めでありまして、月割あるいは日割の計算の規定がないのでございまして、従つて今回の改正案におきましても、實質には七月一日以降適用の計算で附則ができておるような次第でございます。これが七月一日以降の施行になりますと、支給上、計算上多少の疑義を生じて参るかと思うのでございまして、法律的にはただいま申し上げましたようなことで七月一日に施

行をいたしたいと考えて、できますなら御審議をお進めいただきたいと考え、この案自体におきまして、増額の理由の一つといはしまして、これは昨年の一般公務員の給与ベース等の問題以降の問題でございまして、提案が国会の解散等の理由で遅れておりますので、当局といたしましてはなるべく早くこの御審議をいただきまして、支給のできますようにお願いをいたしたいと考えている次第でございます。

○稲村委員長 次に青少年問題協議会設置法案を議題とし、その趣旨の説明を求めます。福永官房長官。

### 青少年問題協議会設置法案

（設置）

第一条 総理府に、附屬機関として、中央青少年問題協議会（以下「中央協議会」という。）を置く。  
2 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附屬機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）を置くことができる。

（中央協議会）

第二条 中央協議会は、左の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。  
二 青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策

の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 中央協議会は、前項に規定する事項に關し、内閣総理大臣に対し、意見を述べることができ。

第三条 中央協議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、左の各号に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 三人  
二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 二人  
三 内閣官房長官その他関係各行政機関の職員 十一人以内  
四 最高裁判所の職員 一人  
五 学識経験がある者 八人以内

3 前項第五号の委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることのできる。

5 中央協議会に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

6 会長は、会務を総理する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

8 中央協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

9 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者の中から

ら、内閣総理大臣が任命する。  
10 委員及び専門委員は、非常勤とする。

第四条 中央協議会は、少くとも一月に一回定例会議を開く外、必要に応じて、会議を開くものとする。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第五条 中央協議会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。

（地方協議会）

第六条 都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（以下「地方協議会」と総称する。）は、当該地方公共団体における第二条第一項に規定する事務をつかさどる。

2 地方協議会は、第二条第一項に規定する事項に關し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

第七条 地方協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

2 会長は、当該地方公共団体の長をもつて充てる。

3 委員は、地方公共団体の議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者（都道府県青少年問題協議会にあつては、家庭裁判所の職員を含む。）のうちから、当該地方公共団体の長が任命する。

4 第四条の規定は、地方協議会の会議について準用する。

（相互の協力）

第八条 中央協議会及び地方協議会は、第二条第一項に規定する事項に關し、相互に緊密な連絡をとら

なければならぬ。

(経費)

第九條 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができ、

(政令又は条例への委任)

第十條 この法律に定めるものを除く外、中央協議会又は地方協議会に關し必要な事項は、それぞれ、政令又は条例で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条の表中

中央青少年問題協議会

青少年の指導、保護及び矯正に關する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議し及びその施策の適切な実施のため必要な連絡調整を図ること。

中央青少年問題協議会

青少年問題協議会(法律第九号)の附則に於て定められた事項

会設置法(昭和二十八年法律第九号)に改め規定によりその権限に属するものとする。

○福永政府委員 ただいま議題となりました青少年問題協議会設置法案につきまして、その提案の理由並びに内容

の概略を申し上げます。

現在の中央及び地方青少年問題協議会は、御承知のように第五回国会における衆議院の青少年犯罪防止に関する決議及び参議院の青少年の不良化防止に関する決議に即応し、青少年問題に關する総合的施策を樹立し、その適正な実施をはかるための機関として、設けられたものであります。中央青少年問題協議会は、総理府設置法に基き、総理府の付屬機関として設置されており、地方青少年問題協議会は、中央に準じ、全都道府県及び多数の市町村が、自主的に設置したものであります。

この中央及び地方青少年問題協議会は、関係諸機関との緊密な連携のもとに、毎年春秋二回に行う青少年保護育成運動を中心として、青少年問題に關し各種の対策を推進して参つた次第であります。しかしながら、青少年問題の複雑性、困難性にかんがみ、その施策の一層の効果をおげるためには、総合連絡機関としての青少年問題協議会の強化が痛感されるに至つた次第であります。特に、地方青少年問題協議会に關しましては、その法制化並びに國からの財政援助方について全国的に強い要望があり、一方昭和二十七年七月の衆議院行政監察特別委員会の報告のうちにも協議会の強化を要望せられておりますのにかんがみまして、政府といたしましては、この際地方協議会に對して、明確な法的根拠を与えようとするものであります。

次に、本法律案の内容を簡単に御説明申し上げます。

第一に、青少年の指導、育成、保護及び矯正に關する総合的施策の樹立及びその施策の適正な実施に關し、関係行政機関相互の連絡調整をはかるため、國に、総理府の付屬機関として、中央青少年問題協議会を置くことと、都道府県及び市町村に、その付屬機関として、それら都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会を置くことができることにいたしました。

次に、青少年問題が國政及び地方行政の基本的な問題の一つである点にかんがみ、中央協議会の委員には、国会議員を、地方協議会の委員には、地方公共団体の議会の議員の参加を願うことにいたしました。

最後に、この重要な青少年の問題を扱う地方協議会の上より運営を期待し、とりあえず都道府県協議会の運営に要する経費の一部を國において補助することができるといたしました次第であります。

以上が本法律案提案の理由並びに内容の概略であります。何とぞ、すみやかに、御審議の上御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○稻村委員長 次に保安庁法の一部を改正する法律案を議題とし、その趣旨の説明を求めます。前田政務次官。

保安庁法の一部を改正する法律案 保安庁法の一部を改正する法律案(昭和二十七年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

第七條中「十一万九千九百四十七人」を「十二万三千五百五十二人」に、「七千五百九十人」を「一万三千二百一十三人」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○前田政府委員 ただいま議題となりました保安庁法の一部を改正する法律案の提案の理由を申し上げます。保安庁の職員は、十一万九千九百四十七人であり、今回これを十二万三千五百五十二人に、すなわち三千二百五十五人を増員しようとするものであります。この三千二百五十五人のうち二千七百三十三人が警備官、残りの四百七十二人が保安官及び警備官以外の職員であります。

警備官の増員については、わが國の海上警備力を増強するため、先般国会において承認を得ました日本國とアメリカ合衆國との間の船舶貸借協定に基き、政府は、当初の予定に八隻のペトリール・フリゲートを追加し、総計ペトリール・フリゲート十八隻及び大型上陸支援艇五十隻の貸与を受けたことを考へ、追加八隻分のペトリール・フリゲートを運航する等のため必要な海上警備官を増員するほか、第二幕僚監部に勤務する警備官を増員し、警備隊の部隊、学校その他の施設を新たに設け、または充実するため必要な職員の増加をはかるようとするものであります。

保安官及び警備官以外の職員で増員されます四百七十二人は、保安研修所及び保安大学の教育訓練を行い、技術研究所の研究、調査の充実をはかる、かつ、保安庁の調達、施設その他の業務遂行の円滑を期する等のため必要な職員であります。

以上、本案の要点を申し上げますのでありますが何とぞ御重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○稻村委員長 次に上村官房長より補足説明を求めます。上村官房長。○上村政府委員 お手元に御配付申し上げました表によりまして、補足して御説明申し上げます。

警備官の方の内訳は、第二幕僚監部において八十六人の増員をお願いしておりますのでありますが、これは現在第二幕僚監部の定員が非常に少数でございますので、仕事をし行く上におきまして支障がございまして、増員をお願いしてはおりますので、増員をお願いしてはおります。その他、地方総監部、基地通信所、総合術科学校及びヘリコプター、飛行機等の関係の要員その他であります。保安研修所の五人及び保安大学の二十三人は、教育訓練を開始することになりましたので、この訓練に當り、教育に當る者を増加しようとするものでございます。技術研究所の五人は船舶の技術を担任させる者でございます。船舶の乗組員の千三百四十三人は、大臣説明にもございましたが、ペトリール・フリゲートの八隻分を追加いたしましたに伴いまして、その運航に必要な増員をするためでございます。予備員は、船舶乗組員の事故及び陸上における訓練等に備えまして、乗組員全体の二〇%を見込んでおるものでございます。

次に保安官及び警備官以外の職員、これは制服を着ておりませんが、長官、長官官房及び各局におきまして、事務官、雇用員等の二十九人、それから第

一幕僚監部関係—保安隊所属でござ  
います。この百二十八人、これは調  
達施設等の関係職員でございませ  
ん。警備隊の第二幕僚監部関係の同  
じく百二十八人も、第二幕僚監部、  
各地方総監部、総合科学学校等の私  
服職員でございませぬ。保安隊  
は、保安隊研究所、保安隊学校、  
これは私服の教官その他の職員で  
ございませぬ。なおそのほか技術研  
究所にございませぬ。おきまして  
他七十五人を増加したい、こうい  
う内訳になつております。

○稲村委員長 ただいま木村國務大臣  
が見えまして、保安隊及び警備隊  
に関する件について、昨日に引続  
き調査を進めます。質疑の通告が  
あります。島上善五郎君。  
○島上委員 木村長官は、新聞記者  
と会見した際に防衛計画という言葉  
を使つてない、こういうことでは  
ないかと、私どもは聞いています。  
しかし私どもの聞いていたところ  
によりますれば、警備計画という言葉  
はつきりとして使つてなかつた、こ  
う聞いている。しかし、新聞記者諸  
君は防衛計画といふつもりで、木  
村長官の談話を聞いていたといふ  
ことなので、この点、一体警備計  
画であるといふことをはっきりと  
きりと言つておられるか、これを  
伺いたい。

○木村國務大臣 お答えいたします。  
私は警備計画と申したのでありませ  
ぬ。○島上委員 しかし新聞記者諸君は、  
防衛計画と、このように承知して  
います。防衛計画と、このように承  
知して、この点に対しては、どう  
しても食い違ひがあれば、私は新聞  
記者をこの委員会に呼んで、もう少  
しつきりさせたいと思つて、従いま  
す。その点はしばらく保留してお

○木村國務大臣 それは、こういう試  
案をつくつてみたまゝといふこと  
で、私は保安局長に言つたのであ  
ります。○島上委員 そうだといは  
しませぬ。つまり保安隊の役員、木  
村長官の部下に命じてつくらせた  
ものでありませぬ。長官の試案で  
あつても、木村個人の私案といふ  
ことは言へないと思つておられま  
すか。

○木村國務大臣 もとより私は保安  
局長をやつておるのであります。保  
安局長が自分の試みの案として保  
安局長につくつてみされたのであ  
ります。○島上委員 言うまでも  
なく、保安局長の所管事項は内閣  
委員会の担当であります。○島上  
委員 言うまでもなく、保安局長  
の所管事項は内閣委員会の担当  
であります。○島上委員 言う  
までもなく、保安局長の所管事項  
は内閣委員会の担当であります。

○木村國務大臣 申すまでもなく、一  
つの案を立てます。これは、各省  
に關係があるのは当然であります。  
○島上委員 いわんや警備計画を  
つくつておられる。あるいは経済  
審議院に、あるいは大蔵省に、あ  
るいは通商省その他と關係がある  
のでありませぬ。たゞ私は、将来  
の警備計画はどうかあるべきか、  
日本の財政状態その他から考へて  
一応の私

○島上委員 慎重に考慮ということ  
は、ずいぶん漠然とした言葉で  
ございませぬ。予算委員会にお  
いて発表を要求されたあの決議、  
並びに私が内閣委員会に発表し  
ておりました。○島上委員 これを  
尊重して考慮するといふ意味であ  
るかどうか。○島上委員 それに  
對して満足できませんけれども、  
それを十分に尊重する意味であ  
るかどうか。○島上委員 それに  
對して満足できませんけれども、  
それを十分に尊重する意味であ  
るかどうか。

○島上委員 慎重に考慮ということ  
は、ずいぶん漠然とした言葉で  
ございませぬ。予算委員会にお  
いて発表を要求されたあの決議、  
並びに私が内閣委員会に発表し  
ておりました。○島上委員 これを  
尊重して考慮するといふ意味であ  
るかどうか。○島上委員 それに  
對して満足できませんけれども、  
それを十分に尊重する意味であ  
るかどうか。○島上委員 それに  
對して満足できませんけれども、  
それを十分に尊重する意味であ  
るかどうか。

○島上委員 慎重に考慮ということ  
は、ずいぶん漠然とした言葉で  
ございませぬ。予算委員会にお  
いて発表を要求されたあの決議、  
並びに私が内閣委員会に発表し  
ておりました。○島上委員 これを  
尊重して考慮するといふ意味であ  
るかどうか。○島上委員 それに  
對して満足できませんけれども、  
それを十分に尊重する意味であ  
るかどうか。○島上委員 それに  
對して満足できませんけれども、  
それを十分に尊重する意味であ  
るかどうか。

○島上委員 慎重に考慮ということ  
は、ずいぶん漠然とした言葉で  
ございませぬ。予算委員会にお  
いて発表を要求されたあの決議、  
並びに私が内閣委員会に発表し  
ておりました。○島上委員 これを  
尊重して考慮するといふ意味であ  
るかどうか。○島上委員 それに  
對して満足できませんけれども、  
それを十分に尊重する意味であ  
るかどうか。○島上委員 それに  
對して満足できませんけれども、  
それを十分に尊重する意味であ  
るかどうか。

○島上委員 慎重に考慮ということ  
は、ずいぶん漠然とした言葉で  
ございませぬ。予算委員会にお  
いて発表を要求されたあの決議、  
並びに私が内閣委員会に発表し  
ておりました。○島上委員 これを  
尊重して考慮するといふ意味であ  
るかどうか。○島上委員 それに  
對して満足できませんけれども、  
それを十分に尊重する意味であ  
るかどうか。○島上委員 それに  
對して満足できませんけれども、  
それを十分に尊重する意味であ  
るかどうか。

○島上委員 慎重に考慮ということ  
は、ずいぶん漠然とした言葉で  
ございませぬ。予算委員会にお  
いて発表を要求されたあの決議、  
並びに私が内閣委員会に発表し  
ておりました。○島上委員 これを  
尊重して考慮するといふ意味であ  
るかどうか。○島上委員 それに  
對して満足できませんけれども、  
それを十分に尊重する意味であ  
るかどうか。○島上委員 それに  
對して満足できませんけれども、  
それを十分に尊重する意味であ  
るかどうか。

○島上委員 慎重に考慮ということ  
は、ずいぶん漠然とした言葉で  
ございませぬ。予算委員会にお  
いて発表を要求されたあの決議、  
並びに私が内閣委員会に発表し  
ておりました。○島上委員 これを  
尊重して考慮するといふ意味であ  
るかどうか。○島上委員 それに  
對して満足できませんけれども、  
それを十分に尊重する意味であ  
るかどうか。○島上委員 それに  
對して満足できませんけれども、  
それを十分に尊重する意味であ  
るかどうか。

○島上委員 慎重に考慮ということ  
は、ずいぶん漠然とした言葉で  
ございませぬ。予算委員会にお  
いて発表を要求されたあの決議、  
並びに私が内閣委員会に発表し  
ておりました。○島上委員 これを  
尊重して考慮するといふ意味であ  
るかどうか。○島上委員 それに  
對して満足できませんけれども、  
それを十分に尊重する意味であ  
るかどうか。○島上委員 それに  
對して満足できませんけれども、  
それを十分に尊重する意味であ  
るかどうか。

○島上委員 慎重に考慮ということ  
は、ずいぶん漠然とした言葉で  
ございませぬ。予算委員会にお  
いて発表を要求されたあの決議、  
並びに私が内閣委員会に発表し  
ておりました。○島上委員 これを  
尊重して考慮するといふ意味であ  
るかどうか。○島上委員 それに  
對して満足できませんけれども、  
それを十分に尊重する意味であ  
るかどうか。○島上委員 それに  
對して満足できませんけれども、  
それを十分に尊重する意味であ  
るかどうか。

○島上委員 慎重に考慮ということ  
は、ずいぶん漠然とした言葉で  
ございませぬ。予算委員会にお  
いて発表を要求されたあの決議、  
並びに私が内閣委員会に発表し  
ておりました。○島上委員 これを  
尊重して考慮するといふ意味であ  
るかどうか。○島上委員 それに  
對して満足できませんけれども、  
それを十分に尊重する意味であ  
るかどうか。○島上委員 それに  
對して満足できませんけれども、  
それを十分に尊重する意味であ  
るかどうか。

そういたしますと、一体このMSA援助を受けた場合に、保安隊が対象になる、これは先ほど島上君も言われましたように、保安隊が対象になるといふことは明らかであります。そういたしますと、このMSAの援助に対して、一体保安隊は内容的にどんな変化が来るのであるか、依然として同じであるかどうか、この点をひとつ國務大臣からはつきりと伺つておきたい。

○木村國務大臣 今の段階におきましては、保安隊の増強ということとはさしあたりは考えておりません。これはなおよくMSAの受入れにつきまして、アメリカの意向も聞かなくちやなりません、もとよりアメリカの意向をそのままわれわれは受取るわけにはありません。日本が独自の見解を持つて、独自の構想を持つてどうすべきかということを決定すべきものであらうと、私はこう考えております。

○高瀬委員 大体私はこのMSAを受ける場合には、条約の形になるのが当然であると思ひます。この点は木村長官はもちろん賛成しておられると思うのですが、いかがですか。

○木村國務大臣 私もその点はそうであらうと考へておりますが、これはやはり外交交渉に結局帰着いたすのでありますから、私の所管的な立場から断定は差控へたい、こう考へております。

○高瀬委員 当然これは条約になる、従つて新しいMSAを受入れる場合に、たとえば例をとつてみればタンクを使つておるあるいは大砲を使つておる、あるいはバズーカ砲を使つておる、こういうものはどういふ形で国防省から保安庁が借りておるのか私は知

りませんが、少くともこのMSAを受入れるために、日本の自衛計画といふものはつきりと立てて、その基礎の上に立たなければ受入れることはできなからう。ただ、今借りておる大砲、銃、タンク、そういうものをアメリカの国防省の費用から國務省の方の關係に乗りかえるというところは、おそらく不可能だらうと思ふ、従つてMSAを受入れる根本的基礎としては、はつきりした防衛計画なり、あるいは保安隊に対する一種の防衛計画、こういうものを立てた上でないと、あのMSAの援助というものは受けられないと思ふ、しかもつと前に保安隊の武器貸与の問題については、おそろくこれは別個の協定を結ばなければいかぬといふことを、與村外務次官が言明しておる事実もあります。従つてこういうような点について、ざるざるべつたり

に今借りておるものを最小限度借りるのならば、何もMSAの援助などを政府が少くとも武器貸与に関する限りは受ける必要はない。従つてこのMSAの援助というものは何かの新しい基礎の上に立つて条約を結んで受入れなければ、全然私は不可能であると思ふ、この点木村長官から……

○木村國務大臣 ただいま保安隊で使つたしてあります武器の貸与形式といふものは、このままで行けるのではないかと思ひます。しかしお説のごとく、将来の問題はおそろくMSAとは関連を持つて来るかと考へておられます。それをどう受入れるかということについては、十分に慎重に考へて、もとよりわが國独自の立場からこれを検討したいと思つております。

○高瀬委員 ただいまの木村國務大臣の御説によりますと、今のままでよろしいといふようなお話であります。このMSA援助を受けるためには自衛力漸増に関する具体的計画が基礎にならなければ、アメリカ側は絶対にMSAの援助を与えない、かように考へておるものであります。従つて今のままで受入れるならば何ら意味をなさぬし、その必要もわれわれは認めないわけです。どうしてもこの自衛力漸増に関する計画といふものがその基礎にならなければならぬと思ふのですが、それは全然お持ちになつていないのですか。

○木村國務大臣 ただいまのところは持つておりません。もとより先刻申し上げました通り、これを一つの計画として立案いたしますについては、各省との連絡は十分せなければならぬのであります。そこで現段階におきましては各省との連絡も何もついておりません。御説の通り将来どうするかということになりますれば、これは真剣に考へたいと思ひます、われわれの方でも正式な立案をいたしたい、こう考へております。

○高瀬委員 いわゆる今保安隊の借りている武器の問題については、アメリカの予算の關係上六月一ばいで打切られることに向う側からいへばなるわけなのであります。そうしますと、それにかゝる何らかの方法がなければならぬ、それが私はMSAの援助でなからうかと考へるのです。これは必然的にどうしてもMSAの援助を受けなければならぬことに相なると思ひますが、いかがですか。

○木村國務大臣 私の申し上げましたのは、現在使用しておる装備でありまして、これは現在の形のままでは行けるのではないかと考へておるのであります。将来向うからどれだけのものを、かりに貸借という形式でありましようかどういふ形式でありましようか、日本で使用するものにつきましては、これはあるいはMSAに入つて来るのじやなからうか、こう考へております。

○高瀬委員 それでは語を別の方にかけまして、一体日本の置かれた今の國際的立場といふものを考へ、朝鮮の情勢、あるいはそれに伴う日本の國際情勢を考へてみますと、私は國內秩序の維持、並びに自衛力の増強ということについては、その重大なる責任の衝にあられる保安庁長官の木村國務大臣に当然日本の自衛といふ問題については積極的な具體的な御意見がなければならぬと思ふのです。私があなたの地位にあれば、当然そういう見解をばつてやばり日本の置かれたこの國際的立場、あなたが自衛といふ問題について積極的に、たとえばわが國防衛の五箇年計画であるとか、あるいは十箇年計画であるとか、あるいは十箇年計画としてお持ちにならぬといふことは、私はふしぎに思ふと同時に、どうも了解できないのであります。いかがですか。

○木村國務大臣 いろいろな御批判もございまして、現在の段階におきましてはまだそこまで進行しておらないのであります。

○稲村委員長 中村君より島上君の質疑に關連して質問の通告がありますから、これを許します。中村高一君、

○中村(高)委員 さつき島上君から、

いわゆる長官の試案を発表してほしいという意見が出ておるのであります。予算委員会におきましても決定をされておることでありまして、むろんそれとも関連をしないで腹をきめてお出しになるのだからと思ひますが、試案と称するものが總理大臣の手元にも提出をされておるのだといふようなことも聞いておりますが、その事實はいかがですか。

○木村國務大臣 お答えいたします。私は自分の見当をつけるためにつくつたものであります。一応總理に自分の心構えはできたといふことを申し上げて持参いたしましたのであります。總理はこれが正式の案でなければ、将来正式の案ができた上でもらいたたいということ、これは私の手元にもどつておるのであります。

○中村(高)委員 總理大臣のところにあなたのところから出されたものは長官の試案といふのかどうか、どうもさつぱりから出せといふことなのか、その案は未熟だといふのか、まだ早過ぎるというのか、あなたの手元に返されたというものは總理大臣に提出するからには、何か成案になつているのでしようね。それはどうですか。

○木村國務大臣 今申し上げた通りであります。一つの見当をつけたものであるといふことで何したのであります。が、總理は、これは庁内で決定もしないから正式なものといふことを認めないのであります。一応の成案を得た上において自分に出してもらいたいといふことでありまして、私はそれを持つて帰つたのであります。

そうすると総理大臣の意向はまだ閣議であるいは保安庁内でもまつたものではないという意味なのか、それとも政府の方の案としてまつたものではないのか、もう少し検討しろというのだから、それとも保安庁内でもうまつたものなんですか。その点はどうなんですか。

○木村國務大臣 繰返して申し上げますが、これは保安庁でも正式な案になつていないのであります。私の一つの見当をつけるどころの試案にすぎないのであります。それではまつた案じやないからまつた案ができるまではこれは必要がないからという意味でしょう、返されたのであります。

○中村(高)委員 どうもそれはおかし。総理大臣にまで提出しておりながらこれがまつたものではないということをおなた自身が言われるのはおかしい。総理大臣がまだこれはまつたものではないから、もう一度検討してもう少しいいものをつくつて来いとかなんとかいつて返されたものならばわかりません。けれども、あなた自身としてはもう総理大臣に提出したからには、保安庁として一応まずこの辺ならばいいといつて出すのがあたりまえだと思つてあります。聞くところによると、

第一幕僚長も第二幕僚長もみなこの案の審議のときには参加して、もう一応庁内でまとめられて提出せられたというのであります。木村長官はそういう方面に専門家でないことは明らかであります。そういうことについての技術的な知識が全然ない法律家でありますから、おそらくあなたが自分で試案をつくられたというても、あなたに自分でできるはずはないのであります。

すから、これは専門の人がつくつたものであることはもう間違いないと思つてあります。庁内においてだけでは、一応とにかくどの程度か、再検討を要するかどうかは別でせよけれども、一応まつたものだと見てもさしつかえのないのじやなからうか、お出しになつたのですから……。

○木村國務大臣 さようでありませぬ。中村君は、私は法律家で、軍事知識はないと仰せになります。もとより私は専門家でありませぬ。しかし一通りのことは私も研究しておるのであります。私は自分である程度の頭をつくるだけの研究はいたしておるつもりであります。この案につきましては、今仰せになりましたように決して庁内の議を経ておりませぬ。従つて第一幕僚長、第二幕僚長も私との問題については会つたこともないのであります。これはほんとうに私の見当をつけるための試案にすぎないのであります。

○中村(高)委員 まず、わからなくなつて来るのであります。保安庁の案が長官一人で、幕僚長やなんかに相談しないでまつたものというところは、あなたのそういう方面の知識を私日ごろ知つておりますから、そういうことはあり得ないと思つてあります。そうすると、昨日予算委員会で決定されたものは、試案という名義であります。防衛計画の内容というやうなむずかしいものだとおぼやかりなものであります。一体国会で政府に向つて必要な書類を請求せられました場合には、提出の義務を国会法の規定からいたしましても負うものだとわれわれは考へておりますが、まつた

つておられないものだと一生懸命今予防線を張つたような答へをしておるところを見ると、場合によつたならば、これはまだまつたものではないから出さなくてもいいのだということをおうとする伏線のようにも見えます。これは資料としてまつたものでない場合も、国会法の規定によりまつたならば、資料として提出を要求された場合には、提出する義務はむろんあると思ひますけれども、まつたものでなければ出さなくてもいいのだという御見解でありますか、その辺はどうですか。

○木村國務大臣 まだそこまで研究しておりませぬ。私は目下慎重に考慮しておるところであります。

○中村(高)委員 予算委員会でもあつた決定をせられたのでありますが、むしろこれはこの委員会が早く進行しておりまして、こつちの方へ提出して審議に入るといふやうな事になつておられますならば、あなたに舞台を大きくせなくてもよかつたと思つておられますが、これはまつたことに木村さんのために惜しむのであります。さつぱらにこの委員会に出して、内輪でまず検討をするというやうに出られた方がいいと思つておられますが、どうも木村さんほどの人が私たちもきわめて正直であり勇気を持つた長官だと思つておつたのであります。最近では何か非常にびく／＼いたしておるが、必要な資料あるいは自分の計画を堂々と発表することくらいお考えになることの方がいいと思つておられます。大臣など場合によつたら極に振つたつて、一木村のためにいいじやないですか。ほんとうにあなたが日本の国のためにやるう

といふのであるならば、ひとつ勇氣を振つて御提出を願ひたいと思ひます。

○辻(政)委員 私はただいまの問題をめぐつて、昨日からいろいろ与党と野党の間の政争を見て参りました。それが、そうしてたいへん心外に感じたことがあります。いやしくも国家活動の中には、事の性質によつて公開すべきものと公開すべからざるものがあることは、皆御承知の通りであります。木村試案にしろ、あるいは保安局の試案にしろ、要するに日本の平和と秩序を維持するための責任者たるものが、その責任を遂行する意味において、きわめて重要な秘密事項である警備計画を持つのは当然なんです。その警備計画を政争の具に供して国会に出せようといふことは、私ははなはだ適当ではない、どう考へるのであります。今日日本には軍隊がありません。しかし現段階において、木村長官がいわゆる試案として持つておられたものは、過去の軍における作戦計画と同様の性質のものである。どこの国にその作戦計画の内容を国会の審議にかけて暴露したものがあつたか。たとい秘密会議を開いたとしても、一たび出した以上は、その内容が漏れることは常識であります。むしろ……「軍国主義だ」と呼ぶ者あり。軍国主義ではありません。重大な犯人を警備庁が逮捕するというその大事な計画を……

○稲村委員長 辻君、関連質問をしてください。

○辻(政)委員 じようだんじやありません。私は國家を愛するのだ。

○稲村委員長 辻君、それは討論になりますので……討論でなくて、この際は質問です。質問を簡単に願ひます。

○辻(政)委員 木村長官はそういう重大問題を国会に出さぬか慎重審議中である、私はそういうものではないと思ひます。私は、長官の責任において断じて出すべきものではないと考へておられます。

○高瀬委員 関連して一言……。政府はMSAを受けることになつてゐるらしいのですが、政府の大体の見解によりますと、MSAの援助を受けても、日本の負うべき軍事的義務は安全保障条約の線以上出でないといふことを非公式に言つてゐるようでありませぬ。また本日の新聞などを見ましてもそういうふうになつてゐるようでありませぬが、一体それはどうなるか。

○木村國務大臣 きのう予算委員会においてその通りの答弁が外務大臣からありました。私もその通りであろうと考へておられますが、なおこの点についてはいろいろこれから交渉折衝があるだろうと考へます。まだその点は、私は外務大臣の説を今日遵奉するよりしかたがないと思ひます。

○高瀬委員 もし安全保障条約の域を出でないといふことになりませぬ、いわゆるMSAの法の五百十一條の点に觸れて参りますが、それによりますと、軍事的援助の中に、条約の協定に基づく軍事的義務は、日本の場合日米安全保障条約第一条による施設提供の義務だけではないのか、それとも指示教項目ある義務を負うものであるか、この点木村長官の見解を伺つておきたい。

○木村國務大臣 私はこれは外務大臣

からお聞きを願う方がよからうと思  
う。その責任ある当局者でありますか  
ら。私はこれに対して答弁を差控えて  
おきます。

○中村(梅)委員 先ほど来島上君の要  
望にかかる事項は、結局私は保安隊の  
性格に根本を置いておもう。保安  
隊が外敵に備えるものならば、た  
だいま辻君の言われた意見もあるいは成り  
立つかと思つております。長官の今  
まで言われているところでは、保安隊  
はあくまで国内治安を目的としたもの  
である。国内治安が目的であるなら  
ば、所轄の委員会である当委員会にそ  
の計画なり腹づもりなりをあらさま  
に発表いたし、同時にこれは発表する  
とか何とかいう問題ではなくして、む  
しろ所轄のこの委員会にすべてを相談  
されて、ここが中心にそういう立案を  
なすべきものである、私はこう思つて  
おります。そこで私はさらに念のためにあ  
らためてお尋ねをいたしますが、保安  
隊は国内治安のみを目的とするもので  
あつて、外敵に備えるものではない、  
こう承つてよろしいかどうか。

○木村国務大臣 保安隊の性格につ  
きましては、保安法第四條に明確に規  
定されております。いわゆる国内の平  
和と秩序を維持し、人命と財産を保護  
し、特に必要がある場合にはこれが出  
動することになつておるのでありま  
して、対外戦争を目的とするものでは  
ないのではありません。

○中村(梅)委員 保安隊の現況とい  
う冊子の三ページには、今長官の言わ  
たように、治安の維持または人命、財産  
の保護、これが目的であると明記され  
ておるのであります。しかりとするな  
らば、警備隊と保安隊を区別する理由

いかん、この点を承りたい。  
○木村国務大臣 保安隊は主として地  
上において行動をする部隊でありまし  
て、警備隊は主として海上において行  
動をする部隊であります。この区別が  
はつきりついております。

○中村(梅)委員 私は警備隊と言いま  
した、警備予備隊ですね。警備予備  
隊というものが一応治安の混乱に備え  
て置いてあるものであります。この  
警察予備隊を十分に強化すれば、保安  
隊はいらないのじやないか。

○木村国務大臣 ただいま警察予備隊  
はないのであります。警察予備隊は、  
これはなくなつたのであります。  
○中村(梅)委員 なぜ保安隊というよ  
うな軍隊に類する名称に変更した  
か、こういうことに私は問題がある  
と思つております。前にあつた予備隊を強化  
して、あくまで警察の予備隊である  
ということが性格上よろしいのじや  
ないかと思つて。

○木村国務大臣 これは去年の行政機  
構の改革のときに、簡素化するために  
保安隊というものを設けられたのであ  
ります。その点についての詳細は次長  
より説明いたします。  
○中村(梅)委員 その点はすでにきま  
つたことでありますからこれ以上  
申し上げませんが、昨日の委員会でも長官  
は、大体この保安隊というものは東ド  
イツのような集団暴徒を予想して  
いるのだ、国内治安に備えるのだ、こ  
ういふ趣旨の説明をされたように思  
つております。私どもはそういうよ  
うな暴徒の事態が起る現状にはない  
と思つておりますが、政府は起る現  
状にあると思つて、現在の政治が弱  
体なもので、権威のないものであると認

めておられるのかどうか。同時に集  
団暴徒に備えるだけであるならば、遠  
距離に威力を持つ大砲とかあるいはジ  
ェット機とかいうものはいらぬだろ  
うと思つて。この保安隊の現況に書  
いてあります。この保安維持または人  
命財産の保護あるいは東ドイツに起  
りし武力を持つところのあつた集  
団暴徒、これだけを鎮圧するのが目的  
とするならば、そういうような遠距  
離に威力を発揮する大砲あるいはジ  
ェット機、こういうものは私は不要  
じやないかと思つて、この二点につ  
いて……

○木村国務大臣 もとよりただいま  
内情勢は一応表面的には平穏である  
ことは、皆さん御承知の通りであり  
ます。しかしながら、これは申すま  
でもないことではあります。いろいろ  
國際情勢なんかを考慮してみます  
と、この平和条約にも書いてありま  
す。國外からの教唆、干渉によつて  
いろいろな事件が突発しないとも限  
らないのであります。これは往々に  
して各國內にその例を見るところ  
であります。今東ドイツの例を引  
かれましたが、私は東ドイツのよ  
うなことはかりを考  
えておるわけではないのであります。  
あれは一つの例にとつたにすぎない  
のであります。いわゆる人民解放隊  
と云ふようなこともいわれてお  
ります。かた、日本の平和と秩序を  
維持するにきまつては、私はただ  
いまの保安隊くらいのものでせよ  
と持たなければいけないと思つて  
おります。ただ表面の平静だけを考  
えておつたのでは、一朝事あつた  
ときには、一刹那あつたときには、  
それこそ日本の経済も文化もすべて  
破壊される運命に至らざるを得ない

るう、こう考へております。重ねて申  
します。現在の保安隊程度の警備は  
ひしなればならぬ。ジェット機とい  
うお話がございましたが、ただいま保  
安隊ではジェット機は持つておりま  
せん。  
○栗山委員 私はごく簡単に木村長官  
にお伺ひいたします。昨日かしら  
んが、何ですか予算委員会が試案の  
発表を決議されているように承つて  
いるのですが、これは事実であります  
か。  
○木村国務大臣 それは事実であり  
ます。  
○栗山委員 予算委員会においてさ  
うな決定があつたならば、政府とし  
てはこれに答へるべくはつきりした  
態度をとらなければならぬと思つて  
います。保安隊に関する限りは、内閣  
委員に於いて取扱いの私には本筋だ  
と思つております。従来予算委員  
会は、予算審議にからめて、いろ  
んな問題を織り込んで来てお  
ります。必ずしもよいとはかりは  
ない。かえつて非常に迷惑な場合  
もある。これはこの内閣常任委員  
会が取扱うことが本筋であります  
から、予算委員会においてまだ内閣  
としては処置をとつておらないの  
から、むしろこの際内閣委員会に  
おいて、委員の中から申出があり  
ました発議に対してはつきりした御  
答弁をなすつた方がよい、私はか  
ういふことを考へております。長官  
、木村国務大臣、その点につ  
きましては慎重研究いたしたいと思  
つております。

○栗山委員 予算委員会においての御  
返答も、またこの委員会においての  
いさつといましようか、回答もい

ゆるこれは時の問題であります。その  
時の問題から言へば、私はこの内閣  
常任委員会において、長官に優先的  
にお返事をいただいた方がよろしい  
と思つて考へます。長官、いかが  
でございますか。

○木村国務大臣 その点についても十  
分考慮いたしたいと思つてお  
ります。  
○栗山委員 関連してもう一点。長官  
の議場における真剣なる態度、い  
ろんな審議の場合における長官の  
議員に対する態度に対しては、私は  
正直に申し上げますと非常に好感を  
持つております。百田内閣の閣僚  
がと多くの批評を受けられてお  
るとき、その最も大きく欠けてお  
る点において長官が、私にさ  
すが持つておることについては、  
私に敬意を表する者である。しか  
し、その長官ですら、もう秘密々  
と、秘密の許されないような状況  
にないが、なおかつ秘密を守らね  
ばならないような状況にあるとい  
うこと、むしろ私はこれは國民の  
名において非常にさびしい気持を  
持つております。ということ、長官  
が試案を持つて、ということ、こ  
れは、試案のないような長官であ  
るならば、私どもはこれは主官の  
國務大臣としてその存在に満足  
しない。今ここでいわれる保安隊  
の一部改正法律案が審議の過程に  
あるが、これとて、やはり保安隊  
の計画のうちの一部にすぎない  
と思つております。大か小か、と  
にかかわらず程度の差こそあれ、  
これは保安隊の一つの計画である  
。その計画が公式に出るにしても、  
私的に長官が考へられるに  
して、これは当然のことだ。そこ  
で内外の情勢から見まして、今  
春來の世論と、それから事対は、  
政府とアメ

るう、こう考へております。重ねて申  
します。現在の保安隊程度の警備は  
ひしなればならぬ。ジェット機とい  
うお話がございましたが、ただいま保  
安隊ではジェット機は持つておりま  
せん。  
○栗山委員 私はごく簡単に木村長官  
にお伺ひいたします。昨日かしら  
んが、何ですか予算委員会が試案の  
発表を決議されているように承つて  
いるのですが、これは事実であります  
か。  
○木村国務大臣 それは事実であり  
ます。  
○栗山委員 予算委員会においてさ  
うな決定があつたならば、政府とし  
てはこれに答へるべくはつきりした  
態度をとらなければならぬと思つて  
います。保安隊に関する限りは、内閣  
委員に於いて取扱いの私には本筋だ  
と思つております。従来予算委員  
会は、予算審議にからめて、いろ  
んな問題を織り込んで来てお  
ります。必ずしもよいとはかりは  
ない。かえつて非常に迷惑な場合  
もある。これはこの内閣常任委員  
会が取扱うことが本筋であります  
から、予算委員会においてまだ内閣  
としては処置をとつておらないの  
から、むしろこの際内閣委員会に  
おいて、委員の中から申出があり  
ました発議に対してはつきりした御  
答弁をなすつた方がよい、私はか  
ういふことを考へております。長官  
、木村国務大臣、その点につ  
きましては慎重研究いたしたいと思  
つております。

○栗山委員 予算委員会においての御  
返答も、またこの委員会においての  
いさつといましようか、回答もい

るう、こう考へております。重ねて申  
します。現在の保安隊程度の警備は  
ひしなればならぬ。ジェット機とい  
うお話がございましたが、ただいま保  
安隊ではジェット機は持つておりま  
せん。  
○栗山委員 私はごく簡単に木村長官  
にお伺ひいたします。昨日かしら  
んが、何ですか予算委員会が試案の  
発表を決議されているように承つて  
いるのですが、これは事実であります  
か。  
○木村国務大臣 それは事実であり  
ます。  
○栗山委員 予算委員会においてさ  
うな決定があつたならば、政府とし  
てはこれに答へるべくはつきりした  
態度をとらなければならぬと思つて  
います。保安隊に関する限りは、内閣  
委員に於いて取扱いの私には本筋だ  
と思つております。従来予算委員  
会は、予算審議にからめて、いろ  
んな問題を織り込んで来てお  
ります。必ずしもよいとはかりは  
ない。かえつて非常に迷惑な場合  
もある。これはこの内閣常任委員  
会が取扱うことが本筋であります  
から、予算委員会においてまだ内閣  
としては処置をとつておらないの  
から、むしろこの際内閣委員会に  
おいて、委員の中から申出があり  
ました発議に対してはつきりした御  
答弁をなすつた方がよい、私はか  
ういふことを考へております。長官  
、木村国務大臣、その点につ  
きましては慎重研究いたしたいと思  
つております。

○栗山委員 予算委員会においての御  
返答も、またこの委員会においての  
いさつといましようか、回答もい

るう、こう考へております。重ねて申  
します。現在の保安隊程度の警備は  
ひしなればならぬ。ジェット機とい  
うお話がございましたが、ただいま保  
安隊ではジェット機は持つておりま  
せん。  
○栗山委員 私はごく簡単に木村長官  
にお伺ひいたします。昨日かしら  
んが、何ですか予算委員会が試案の  
発表を決議されているように承つて  
いるのですが、これは事実であります  
か。  
○木村国務大臣 それは事実であり  
ます。  
○栗山委員 予算委員会においてさ  
うな決定があつたならば、政府とし  
てはこれに答へるべくはつきりした  
態度をとらなければならぬと思つて  
います。保安隊に関する限りは、内閣  
委員に於いて取扱いの私には本筋だ  
と思つております。従来予算委員  
会は、予算審議にからめて、いろ  
んな問題を織り込んで来てお  
ります。必ずしもよいとはかりは  
ない。かえつて非常に迷惑な場合  
もある。これはこの内閣常任委員  
会が取扱うことが本筋であります  
から、予算委員会においてまだ内閣  
としては処置をとつておらないの  
から、むしろこの際内閣委員会に  
おいて、委員の中から申出があり  
ました発議に対してはつきりした御  
答弁をなすつた方がよい、私はか  
ういふことを考へております。長官  
、木村国務大臣、その点につ  
きましては慎重研究いたしたいと思  
つております。

○栗山委員 予算委員会においての御  
返答も、またこの委員会においての  
いさつといましようか、回答もい



リカとの間にはネゴシエーションという言葉を使おうと何という言葉を使おうと、交渉があつた、あつたというところが、もうそのままにしてふたをしておけない今日に差迫つたからには、総理大臣に試案をお出しになるならば、まず国民に試案をお出しになつた方が——私は時期が到達しておると思ふ。ここにこうして長官に質疑を許される者は、まづたく多数の国民を背景にしてこの議事に臨んでおるのでありますから、この際率直に国民に答える氣持において試案を御発表になつた方が賢明であらうと私は考へるのであります。切に御発表あらんことを私は希望するものであります。

○木村國務大臣 御親切な御発言まことにありがたく拝聴いたしました。しかし、この計画を立てるにつきましたは、申すまでもなく、各省と十分なる連絡をとらなければいかぬのであります。保安庁だけではこれは参りませぬ。財政計画から、あるいは技術の点から、その他いろいろな観点からこれを慎重審議しなければならぬのであります。その手だてを経て初めて国民に発表すべき成案というものが出来たのであります。私としてはただほんの心づもりであつて、発表するに至らない程度のものであるのであります。もちろんこれが庁内の正式のものとなつて、あるいは関係各省と連絡をとつて十分成案を得た以上は、何も隠すことではないのでありますから、堂々と私は皆様の前に発表すべきである、こう考へておられます。

○稻村委員長 議事進行に関する發言の要求がありますので許します。鈴木義男君。

○鈴木(義)委員 先ほどの同僚辻委員の發言は、まことに重大な發言であるとともに、ある意味においては国会を侮辱し、この内閣委員会を侮辱し、審議の目的を否定するような發言でありますから、十分にひとつ当委員会として御審議を願わなければならぬと思つております。大体保安庁は平和のための機構であり、軍隊でないものでありますから、軍の機密なるものがあるはずがない。軍機保護法というものはわれわれよく承知しておりますし、かつてわが國に大政翼賛会のもとにあつたものであります。敵軍がどこへ上陸する、何箇師団をどこへ配置するかというようなことについて公の席上で論じたならば、これは軍事の機密に属することは明らかであります。昨日から質問しておるのげしからぬとは何事であるか。また政府当局に答へないようなこと、あるいは軍機保護法をどういふこと、保安隊というものはどういふふうな機構で、どういふ数量を持つて、どういふ装備をやつて行くのか、國內の治安のいかなる点に憂うべきものがあるかというふうなことにいつておる質問をしたのであります。そしてそれに対する長官の試案等があつたというのでありますから、それを根拠り葉振り聞こうとしたのであるか、それがげしからぬ。国会議員としてなすまじきことであるというふうな發言は、これを黙過することができないのであります。これを黙過するならば、われわれは今後どういふ質問はできないこととなる。そういう頭の持主があるがゆえに、新憲法はどうか規定しておるか。内閣総理大臣並びに各國務

大臣は文民でなければならぬ。一度でも職業軍人であつた者は、國務大臣に採用することができないようになつておるの、そういう点を憂えて予防しておるわけでありませぬ。辻君は、今なお東条内閣時代の頭をもつて本議場に臨んでおるようには私はお見受けするものであります。その点をお取消しになりませぬか、取消しにならないならば、この委員会は、辻君を遺憾ながら懲罰に付する動議を提出しなければならぬことと存するものであります。

○稻村委員長 辻君。不禮当なところがあれば、これを取消す意思はございませんか。

○辻(政)委員 国会審議を無視したのではなくして、私は事予算に關係あるものは当然お出しになるべきものと思ひます。しかし、かりにきわめて重大な……。

○稻村委員長 今はい併明でなく、その意思があるかないかということです。

○辻(政)委員 速記録を調べた上で、今鈴木さんがおつしやつたような、國會を侮辱する言辭がありましたら取消します。私の真意はそこじやないのです。

○稻村委員長 それでは、速記録を見ただ上でお委員会にお諮りすることといたして、この問題を解決するに御異議はございませぬか。

○異議なしと呼ぶ者あり

○稻村委員長 それではさうにいたします。

○粟山委員 私は、非常に遺憾に思うことは、長官と質疑をいたしております間に、長官の言葉を私の耳に取入れることのできないような雑言をする者がある。かようなことは審議上はな

はだよろしくないから、委員長においで十分御注意あらんことをお願いいたします。私は三十数年の経験を持つておるが、こんな行儀の悪いのは初めてです。

○稻村委員長 ごもつともでございます。よく注意いたしましたし。

な開運質問の順序は松田君になつておりますから、松田君に許します。

○松田(竹)委員 木村長官はお急ぎのようです。簡単にお話ししますが、長官はどうか御了解をもつて MSA を受諾なさらんとするのか。MSA、この法律を日本に適用するといふのは、どういふふうな御了解なさつておるか。この起りは、私の知るところでは、——私も知りませんが、北太平洋条約の加盟國に対してこれまで援助を供して来た、その基本法律である MSA、これを日本を含めた太平洋地域に準用して、今度の申出をして来たものであると了解いたしておるものであります。木村保安長官は、どういふ御了解を持つておられるか。

○木村國務大臣 アメリカの真意は、おそらく世界の平和をもちたすという意圖のもとに、いわゆる自由國家群が互いに集団的に助け合つて行くことという、その根本の趣旨から出たものと考へておられます。従つて各国との間の條約におきましても、私は詳細に内容は検討してないのであります。が、調べておきます。従つて日本においては、決してアメリカは強制的にこれを受入れることを強要しておるものではないと考へておられます。日本の經濟的援助を根本に、ことに日本の民生の安

定ということを考へつつ、この條約の取入れをいかにするかということに十分な考慮を払つておるものと私は解釈いたします。

○松田(竹)委員 たいへんけつこうです。そうであるかと思ひます。しかしアメリカのミコチエナル・セキエリテイ・アクトを讀んでみますと、隨所にミタリ・エイドといふことが書いてある。一体ミタリ・エイドといふものをわれわれの常識でどう解釈するか。本文の一番初めに書いてあるミタリ・エイド、これはどう考へてみても軍事援助といふことより考へられない。日本の政府ができるだけ小さく扱おうとしている保安隊とか警備隊とかいふものが相手ではありませぬ。これはおつしやるように數十箇國の世界の自由國家群を全部含めた大なるアメリカの防衛計画、これはきわめて明瞭であると思ひます。しかるに日本の政府と国会とのこの答弁の内容は、これをわれわれは——私個人としては受けたいと思つておるが、受けようにも受けられないような政府、國會の意見の食い違ひはなほだしい。これをもちつと明確にしなければならぬ。アメリカ側のいろいろの文書を見ますと、たとえばわれわれに預付せられたところのフリゲート艦の貸与の場合の文書の中にもありましたように、アメリカの下院にこのフリゲート艦を日本に貸与するといふこの行為は、アメリカの防衛計画の一環であるといふことを明白にうたつてある。だから急速にこれを承認して早く実行できるようにしてくれといふ勸奨状が出ておる。この点から見ましても、アメリカの今度の

MSA計画というものは、日本に対する軍事援助が主眼である、経済の安定がなければ完全なる日本の防衛計画は立たぬからそれもむろん考慮しよう、けれども一番先にうたつているところのものはミラタリー・エイド、こういうのはつきりしたアメリカの防衛計画に対して、その一環たるミラタリー・エイド、この日本に対する申出をもつてなつかつ政府はあやふやな態度をとつておるといふことはどうしてもわれわれは解せない。これは従来の建前で、そこで木村長官の新聞談話というふうなものがついて出て来る。これはあるいは否定し、あるいは肯定し――ますくわからなくなるといふのがわれわれの心境であります。だから結局MSAというアメリカの基本法によつて日本に申し出て来たところのアメリカのねらいといふものは軍事援助でありませぬ。ミラタリー・エイド、これは保安隊あるいは警備隊というふうな政府の言うそんなちつぽけな、日本の海岸線を警備するとか、あるいは内乱に備へるとかいうふうなねらいでないかということ、アメリカのどの文書を見ても明白であると思うが、保安庁長官はこれに対しては、腹の底はまさにその通りと考へられているのであるかと思ふのだが、この点に対してはもつとつきりしたことを言つてもらはないとわれわれはこの問題を審議できません。どこまでもこれを追究して行かなければならぬという気がいたすのであります。あらためて保安庁長官にほんとうに腹を割つて真意をお述べを願ひたいと思ひます。

MSAの問題につきましては、私はここで深くは申し上げることはできません。ただお説の通りアメリカは各国に対してまさに軍事援助をやつております。しかし各国は日本と異なつて軍隊を持つておるので、軍隊を持つていない国で、おそろくアメリカと交渉のある国は日本以外にないであらうでしょう。そこでわれわれといつたしましても常に申し上げるごとく、独立国家といつたしましても、みづからの手によつてみづからの国を守るだけの態勢を一日も早くとらななくちやならないのであります。ただいまの段階においてはやむを得ずアメリカの駐留軍の手によつて直接侵略を防衛し、日本の保安隊をもつて国内の平和、秩序を守つているのであります。しかしアメリカといつたしましても、早く日本をして態勢を整へしめたいという希望は持つてゐると私は考へております。しかしながら日本の財政力はそこまで及んでいないのであります。しかしアメリカの援助にいたしましても、日本はほんとうにいわゆる憲法第九條第二項に規定されている戦力を持つに至るには莫大の費用のかかることは明瞭であります。こんなものをアメリカが日本に対して援助するといふことはどうして私には不可能であるか考へます。そこで日本の保安隊をいかに増強して行くかといふことがさしあたり問題であるかと考へる。しかしアメリカといつたしましてもまた日本の政府といつたしましても、まず何よりも先に日本の民生の安定が必要である、ここに経済援助といふことが大きく浮び上つて来るのであります。そこでそれとマッチいたしまして日本の保安隊をどういふぐあいにするかといふことが今後の課題であるかと、われわれは

こう考へておるのであります。  
○松田(竹)委員 木村さんのお言葉を拝聴いたしました。われわれも考へ方を同じようにしてゐる様に思われ。アメリカが決してあの老大な援助をただ単に日本の警備をやるために出すものばかりではありません。これは全世界を相手とする老大な軍事計画でありませぬから、日本をしてアメリカの老大な防衛計画の片棒をかつがせたい、片棒まではかつがせぬにしてもその一部をどうしてもいち早くかつがせたいといふところにあるといふことをわれわれは見ぬわけには行かない。従つて私は非常に急いでいる方もありますので、今日は関連質問としてただこれだけを申し上げておきますが、その点をわれわれははつきりさせておかないと、日本にやがてアメリカと非常な衝突をするような場面が必ず起つて来ると思ひます。その点を明白に今後もやつていただきたいと思ふ。今日はこれだけにとめておきます。  
○稲村委員長 島上君。関連質問です。からごく簡単に願ひます。  
○島上委員 私はきょうこの委員会の席上でまづたく意外な言論を聞きまして、それについては先ほど鈴木議員から出された動議によつてその処理がされるかと思ひますが、それに関連して長官にぜひはつきりと御答弁願ひたいと思ふ点は、先ほど鈴木議員が言われたように、防衛計画にいたしましても警備計画にいたしましても、秘密なものであるかどうか、国会に審議できないような、発表できないような秘密な性格のものであるかどうか。私どもは国内の治安を守るにいたしまして、国民生活を守るにいたしまして、そ

の最高の機関が国会であると思つてゐる。われわれはその最高の責任を持つてゐる。従つて予算と関連し法律と関連し、そうして国民生活と関連し。国内の治安に関連する防衛計画あるいは警備計画にいたしましても、当然ここへ発表されてここで審議すべきものである、かように考へておられますが、長官は先ほど辻議員が言つたような、昔の軍隊のようなそらういふものであるかどうかその点をはつきり御答弁をいただきたい。  
○木村國務大臣 お答えいたします。これが正式に立案したものであれば、私は喜んで皆さんに大いに御検討を願ひたいと思ひます。これは繰返して申し上げる通り私の一つの見当をつけるための試案にすぎない。庁議で確認したもので何でもない。それをこへ提出して皆さんの御審議を願ひたいわけには参らないのであります。私は成案ができましたら喜んでこれを発表いたします、皆さんの前において十分に御討論願ひ、こう考へます。  
○島上委員 そのことについてはまたわれわれは別な意見を持つておりますが、それでは、要するに辻委員が言われたように、かつてのように軍の機密であるから発表できない、そらういふものでないことは明瞭ですね。  
○木村國務大臣 まさにその通りであります。  
○稲村委員長 速記をとめてください。  
○稲村委員長 速記を始めてください。  
○稲村委員長 速記を始めてください。それで午前中の会議はこの程度にいたし、午後一時半まで休憩いたします。

午後零時四十分休憩  
午後二時四十分開議  
○稲村委員長 午前の会議に引続いて、これより内閣委員会を再開いたします。  
皇室経済法の一部を改正する法律案及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし質疑を行います。質疑の通告があります。これを許します。柴田義男君。  
○柴田委員 皇室の財産はいろいろ種類があるとわれわれ考へておりますが、この種類にどういふ種類のものがございませうか。その種類によつてどういふ収益を持つておられるか、たとえば不動産もございませうし、あるいは有価証券等もあつたとわれわれは想像しておりますが、こらういふ種類に対してどういふ収益があるかといふことを御説明願ひたいと思ひます。それからこの法律の改正に伴う第二点といつたしまして、八百万円を増額を計画されていられるようでございますが、御六名様で三千万円の費用を今までも使ひになつておられ、今度八百万円を増額するといふことではあります。今日まで三千万円の皇室費をもちまして、お一人の御費用は割つてみますと五百万円ばかりでございます。五百万円の一の人の御生活費が、足りないといふ根拠はどういふ関係で足りないのかあるか、そらういふ点を御説明願ひたいと思ひます。  
○宇佐美政府委員 皇室財産の種類についてお尋ねでございましたが、皇室関係の財産につきましては、皇居でございますとほかの不動産、土地、

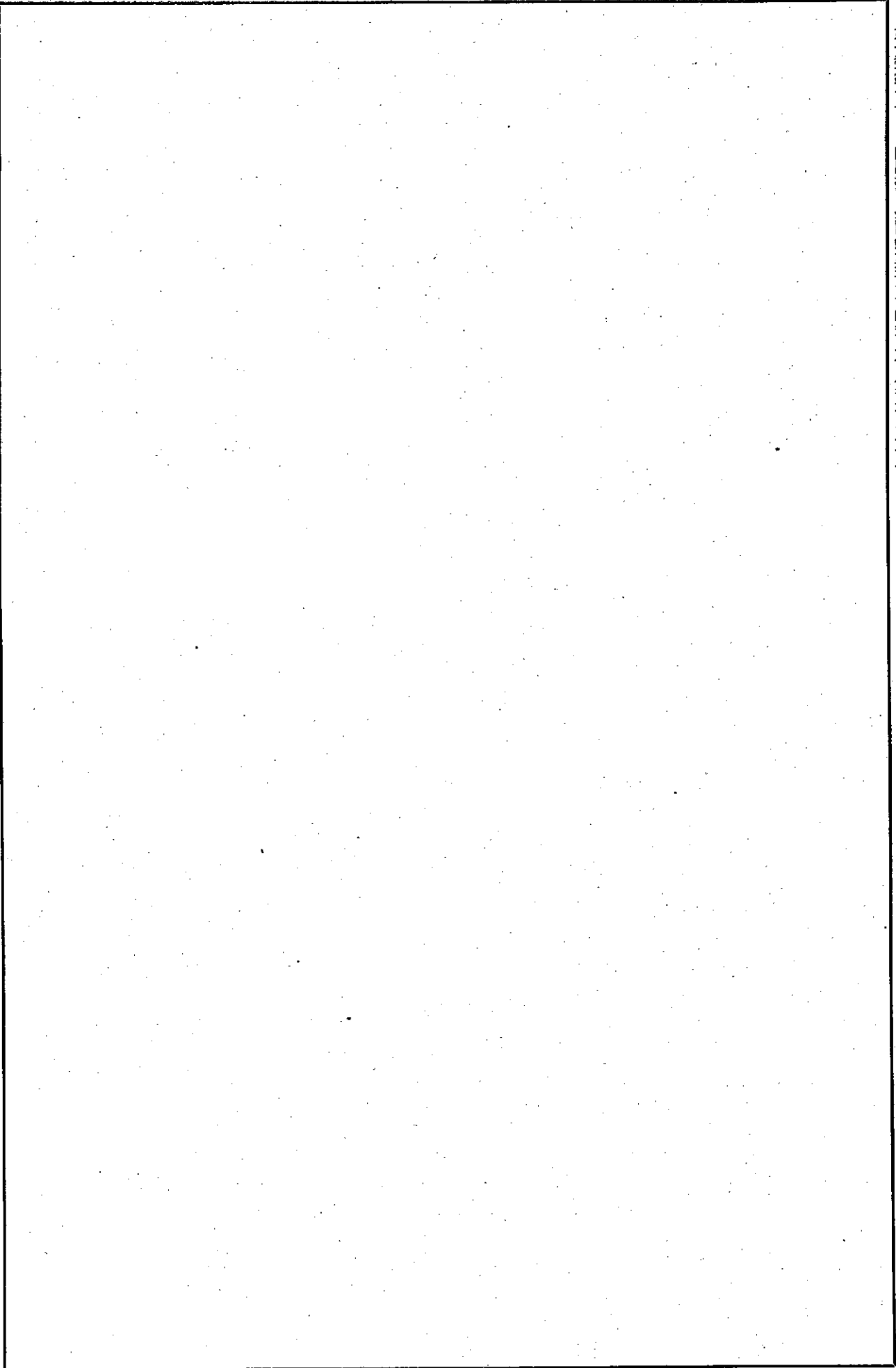
建物というものは一切国有財産でございます。そのうち皇室の用に供するものと定められたものがいわゆる皇室用財産となつておられます。たゞ宮城の中におきましても三種類ぐらになつておられます。それは皇室用財産であります。官内庁のいわゆる行政財産に属しますものと、それからあの中での財産として国に出されまいた現在大蔵省所管の財産というふうにございます。皇室といはしましては、いわゆる不動産というものは一切お持ちになつておられません。それは憲法によつて皇室の財産は国有とするというこゝとによりまして、たゞ新憲法当時におきましてお身まわりの品、什器等そのほか千五百万円の現金、有価証券が保留されただけでございます。従つて皇室の私的な財産といはしましては、その千五百万円が基本になつて、それが債券等で多少の利を生むという状況でございます。その他は全部国有財産でございます。これを新たに国有財産を皇室の用に供する、あるいは皇室の用からはずすという場合には、一々国会の議決を要することに相なつておられます。皇室用財産となりましても、結局財産権が皇室に移るやうなふうによく民間に言われるのであります。決してそうではございません。それから今回三千万円を年額といはしまして三千八百万円を増額する案を提案いたしてございます。この経費は法律にもございます通りに、陛下と内廷にある皇族の日常の経費その他内廷に供する経費一切を内廷費と称してございます。端的に申しますと私的な御生活に要する経

費でございます。これが新憲法施行当時にございます。これが全部で八百万円でございます。現在三千万円に相なつておられます。その間に大体におきまして物価の変動あるいは公務員の給与ベースの変革、改訂というやうなことを参照いたしまして、五回にわたつて国会の議決を経て今日に及んだ次第でございます。その内容はたゞいま申し上げました通りに皇室の私的な御生活の關係が大部分でございます。いわゆるこの中には物件費に属するものと人件費に属するものがございます。人件費に属するものと申しますのは、いわゆる前からあります。所任に奉仕する人あるいは女中、家事使用人あるいは生物學研究というやうな私的な御行動に關する職員で、現在約三十名に過ぎません。これらの人たちは大体公務員と同じやうに過去においても御審議を願つてベイス・アップをいたして参つておられます。そういうやうな状況で昨年の公務員の給与ベースが改訂になりました。年額の関係もあり、たゞこのやうなものを参照するといふやうなことで實際を検討しておつたのであります。が、今回昨年の公務員の給与ベースの改訂も参照し、なお講和回復内外の御交際も大分ふえておられますので、今回二割六分に當る増額をお願いするにいたしましたわけでありま。先ほど申し上げました基本財産千五百万円といふものがございます。これはもう過去におきましては臨時の支出、たゞは内親王様方の御結婚あるいは立太式等におきまします不時の支出で使うといふやうなことで、できるだけ節約を願つて、またそれを回復するといふやう

なことで万に備えておられるわけでございます。現状からいたしましてたゞいま申し上げました程度の増額を願ひませんといふ不時の場合にもたゞに事を欠くといふことにならぬやうないかと考へておられるわけでありま。○柴田委員 千五百万円の有価証券その他の御所有に關しましてどれだけの収益をあげておられるでしょうか、その数字を承りたい。○宇佐美政府委員 これはたゞいま申し上げました通りに常時変化いたしてございます。最初は約その三分の一をただちに食ひ込んでしまひました。その後貞明皇后あるいは孝宮、順宮内親王の御降嫁の際に持分をお持ちになりましたといふやうなことで、毎年の額が変動いたしてございますので、的確なことは毎年のことはちよつとはつきりいたしません。大体現在千五百万円が約二千万円近くになつておられます。○柴田委員 普通有価証券でございます。すなはち、おそろく皇室で御所有の有価証券であれば、超一流の有価証券であるやうな想像いたしますが、そういういたしました場合には、三〇％ぐらいの利潤を生んでおられる、こうわれわれは考へられるのですが、三〇％の利潤を生みますと、四百五十万円という収入が別個にあらわれるわけでございます。その点をちよつと承りたいと思ひます。○宇佐美政府委員 はつきりした資料が手元にございませんで、的確には申し上げかねますが、所得税からの關係を見まして、大体三、四百万円じやないかと存じます。○稻村委員 島上善五郎君。○島上委員 あるいは私の聞き違いか

どうか知りませんが、下総、北海道等に牧場をお持ちになつておるといふことを聞いておられますが、そのやうなことがありましたら承りたいと思ひます。○宇佐美政府委員 北海道は國の方、農林省に移管になつておられます。下総に牧場がございしますが、これはたゞいま官内庁所管でござい。○島上委員 この皇室經濟法改正の對象を見ますと、第一条には、皇室用財産は収益を目的とするものであつてはならないとあり、この改正案によりますれば、これも抹消するといふこと。この提案理由の説明に、国有財産法にも同様の趣旨の規定がござい。たために、現在においてはこの第一条を存置する必要がない、だから削除するといふことになつておられます。国有財産法に皇室用財産は収益を目的とするものであつてはならないといふやうな趣旨の規定がございませうか。私がかちよつと見たところでは、ないやうに見受けま。○宇佐美政府委員 皇室經濟法がございした後に、たしか昭和二十三年の六月と存じますが、国有財産法が規定されまして、その中に、行政財産の一種目に皇室用財産といふものがはつきりとして新しく規定されたわけでございます。その新法がございす前に、皇室經濟法で皇室用財産の規定をいたしたわけでありま。それで収益の問題は、国有財産法の行政財産は全部収益を目的とするものではございませんで、その点は同じ文句でございませんで、御趣旨はまったく同一でございまして、収益を目的とするものではございませ

○稻村委員 ほかには御質疑はございませんか。——はかに御質疑がなければ、本日はこの程度にとどめ、次会は明後月曜日午前十時より開会いたしませ。これにて散会いたします。午後二時五十分散会



昭和二十八年七月七日印刷

昭和二十八年七月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局